

■共同企業体、再委託先の参加条件、及び工事入札制限に関する他自治体での事例一覧表

資料6-1で示した共同企業体、再委託先の参加条件に加えて、建設業者の応募者参加の際の工事入札制限などについて他自治体の事例を以下に示します。

※備考の記載は各事例の要領などに記載の文面を転記しています

事例		①各務原市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	②千葉市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	③川崎市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	④清瀬市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	⑤府中市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	⑥市川市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	⑦新発田市 新庁舎 設計者選定プロポーザル	
共同企業体の組成	可否	×	○	×	○	○	○	×	
	備考	単体企業であること。	共同企業体（以下、JVという。）として本プロポーザルに参加する場合	単体企業とします。	参加者はJVを構成することができます。	応募者等はJVを構成することができます。	単体企業を代表者とする共同企業体とします。	所属事務所が、共同企業体を構成することは認めない。	
協力事務所の参加	可否	○	○	○	○	○	○	○	
	備考	代表企業応募者については、協力事務所として、他の企業を加え、特定の分野を担当させることを妨げるものではありません。	協力的会社にあつては、（中略）単独又はJVの構成員として本プロポーザルに参加していないこと。	応募者は（中略）応募者以外の事務所に所属する協力者を配置することができます。	参加者は建築（総合）分野以外の分野において、他の設計事務所等（中略）の協力を得ることができます。	応募者等は他の設計事務所等（中略）の協力を得ることができます。	再委託先は、（中略）資格者が所属していること。	所属事務所に、協力事務所を加えることができる	
協力事務所の重複参加	可否	×	—	—	○	○	○	×	
	備考	協力事務所は、他の参加者の協力事務所となることはできません。	未確認	未確認	建築（総合）分野において、複数の応募者の協力事務所となることはできません。	建築意匠分野において、複数の応募者の協力事務所となることはできません。	参加表明者、設計共同企業体の構成企業、構造分野・電気設備分野・機械設備分野の協力事務所の重複参加は認めません。（上記以外の分野での協力事務所は重複可能であることを質疑応答で示しています）	協力事務所は他の応募者の所属事務所と重複することはできない。	
建設業者関係者が含まれた場合の入札制限等	可否	○	○	○	○	○	○	○	
	備考	本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができません。	本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができないことがある。	本設計業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができません。	今後発注する清瀬市新庁舎建設に関する工事等の請負者となることはできません。	応募者及び所属事務所（以下、応募者等と言います。）が建設会社と資本において関連がある場合は応募できません。 （応募者としての参加を禁止）	当該建設業者は本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。	本件業務に関する工事の入札等に参加し又は当該工事を請け負うことができない。	
審査委員との関係による参加の制限	可否	×	△	×	×	×	△	×	
	備考	ア：審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者 ※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者 イ：審査委員の委員及びその家族が主催し、あるいは役員または顧問をしている営利団体に所属する者が在職している企業 ウ：審査委員の委員が大学に所属する場合において、その選定委員の研究室に現に所属する者が在職している企業	（失格条件） 提出者が委員会委員に不当な働きかけをした場合 （「不当な働きかけ」の定義は不明）	（失格条件） ・設計者選定に関して、選定委員会との接触があった者 ・定める手続以外の手法により、選定委員又は担当部局関係者に援助を求めた場合	（参加の制限）※支援享受も不可 ア 選定委員会委員及びその家族。 イ 選定委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者。 ウ 選定委員会委員が大学に所属する場合において、その選定委員会委員の研究室に現に所属する者。 エ 主催者の組織に所属する者並びにCM業務受託者と資本的な関係がある組織に所属する者。	（参加の制限）※支援享受も不可 ・選定委員会委員及びその家族 ・選定委員会委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者 ・選定委員会委員が大学に所属する場合において、その選定委員会委員の研究室に現に所属する者 ・主催者の組織に所属する者	（失格条件） 選考委員に不当な働きかけをした場合	（参加の制限） （a）選考委員及びその家族。 （b）選考委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている組織に所属する者。 （c）選考委員の研究室に所属する者。 （d）主催者の組織に所属する者。 ※上記に掲げる者は応募者に協力、助言等を行うことはできない。 ※また、応募者は選考委員に直接、間接を問わず連絡を求めたり、接触したりすることを禁止する。	
					本プロポーザルにおいては、清瀬市、府中市、新発田市等を参考とした参加制限の考え方とし、下記をプロポーザル説明書に記載します。 （参加の制限） ・審査委員会委員及びその家族 ・審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている組織に所属する者 ・審査委員会委員が大学に所属する場合において、その審査委員会委員の研究室に現に所属する者 ・世田谷区役所の組織に所属する者				